

平成 27 年地方分権改革に関する提案募集 に係る各府省回答等に対する意見

全国知事会

平成 26 年から新たに導入された「提案募集方式」等による事務・権限の移譲等を内容とする第 5 次地方分権一括法が成立し、地方分権改革が力強く前進していることを、全国知事会では高く評価しております。

各府省第 1 次回答では提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討を求めるものです。

このほか、個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

- 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求める。
 - ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告及び第 3 次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
 - ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
 - ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。
- 政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。
 - ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
 - ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
 - ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
 - ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
 - ・ 各府省からの第 1 次回答において現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。